

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年12月20日
【会社名】	パナソニック デバイス S U N X 株式会社
【英訳名】	Panasonic Industrial Devices SUNX Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富 永 俊 秀
【本店の所在の場所】	愛知県春日井市牛山町2431番地の1
【電話番号】	0568 - 33 - 7211
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営管理担当 宮 下 英 二
【最寄りの連絡場所】	愛知県春日井市牛山町2431番地の1
【電話番号】	0568 - 33 - 7211
【事務連絡者氏名】	専務取締役経営管理担当 宮 下 英 二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

パナソニック株式会社（以下「パナソニック」といいます。）及び当社は、平成28年12月20日開催のそれぞれの取締役会において、パナソニックを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しました。

このため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

## (1) 本株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	パナソニック株式会社
本店の所在地	大阪府門真市大字門真1006番地
代表者の氏名	取締役社長 津賀 一宏
資本金の額 (平成28年9月30日現在)	258,740百万円
純資産の額 (平成28年3月31日現在)	(連結) 1,854,314百万円
	(単体) 879,713百万円
総資産の額 (平成28年3月31日現在)	(連結) 5,596,982百万円
	(単体) 4,935,233百万円
事業の内容	電気・電子機器等の製造・販売

(注) パナソニックの連結純資産の額は、連結ベースでの資本合計の金額を、米国会計基準に基づいて算出されたものを記載しています。

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益  
(連結)

(百万円)

事業年度	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	7,736,541	7,715,037	7,553,717
営業利益	305,114	381,913	415,709
経常利益	-	-	-
株主に帰属する当期純利益	120,442	179,485	193,256

(注) パナソニックの連結財務諸表は、米国会計基準を採用しており、「経常利益」に該当する項目がないため記載を省略しております。

(単体)

(百万円)

事業年度	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
売上高	4,084,606	3,852,419	3,782,279
営業利益	70,328	83,014	71,894
経常利益	145,158	190,240	213,761
当期純利益又は当期純損失( )	25,941	8,282	3,714

## 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

(平成28年9月30日現在)

大株主の氏名又は名称	発行済株式総数に占める持株数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	6.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5.05
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	3.47
日本生命保険相互会社	2.81
パナソニック従業員持株会	1.79

## 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	パナソニックは、平成28年12月20日現在、当社の発行済株式数(56,457,898株)の69.74%に相当する39,374,900株を保有しております。
人的関係	パナソニックの従業員1名が当社の監査役に就任しております。 また、平成28年9月30日現在、パナソニックの従業員4名が当社へ出向しております。
取引関係	当社はパナソニックへ、預け金の預入を行っております。 当社はパナソニックの子会社であるパナソニックデバイス販売株式会社、パナソニック デバイス販売中国有限公司他8社に対して、製品の販売を行っております。

## (2) 本株式交換の目的

パナソニックは、大正7年の創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々のくらしの向上と、社会の発展に貢献する」という経営理念のもと、総合エレクトロニクスメーカーとしてグローバルに事業を展開してまいりました。平成23年には、グループの力をより一層高めるため、パナソニック電工株式会社(以下「パナソニック電工」といいます。)及び三洋電機株式会社の完全子会社化を実施しました。近年では顧客・社会へのお役立ち領域をさらに拡大するため、「A Better Life, A Better World」のブランドスローガンを掲げ、家電に加え、車載や住宅、B2B事業に注力しております。

当社は、昭和44年にロボットの研究開発並びに電子応用機器及び自動制御機器の生産を目的として創業して以来、「センシングとコントロールを核に 夢をかなえる技術とサービスで お客様とともに ゆたかな未来をめざします」という企業理念のもと、センシングコントロール事業、プロセッシング機器事業及びEco・カスタム事業を営んでおり、現在では国内3拠点、海外2拠点を軸に事業を展開しております。パナソニックとの関係においては、昭和62年にFA(ファクトリーオートメーション)機器事業で松下電工株式会社(以下「松下電工」といいます。松下電工は、後のパナソニック電工であり、現在のパナソニックです。)と業務提携を行ったことに始まり、平成元年に松下電工と共同で販売会社である松下制御機器株式会社(現パナソニック デバイス販売株式会社)を設立したほか、平成12年には松下電工の連結子会社となり、平成16年に松下電工がパナソニックの連結子会社となったことに伴い、パナソニックの連結子会社となりました。その後、平成22年にパナソニック電工のFA機器事業を吸収分割により承継しました。現在では、パナソニックが注力するB2B事業において、センシングとコントロール技術を生かした高品位な製品を提供し、製造業向けソリューションの一角を担う会社と位置付けられております。なお、当社はパナソニックグループの一員として、製品にパナソニックブランドを冠しているほか、パナソニックの子会社であるパナソニック デバイス販売株式会社、パナソニック デバイス販売中国有限公司他8社に対して、製品の販売を行っております。

昨今、当社を取り巻く事業環境は、大きく変化しつつあります。生産性向上に向けた工場等の自動化ニーズやサプライチェーンの効率化ニーズは飛躍的に高まっており、IoT（Internet of Things）の活用も広がりを見せております。当社の主力製品であるFA用センサやコントローラを含むFA機器への需要は大きく拡大しており、顧客からのネットワーク対応及びセット提案の要望は日々高まっております。大手の競合各社はFA機器事業を重点分野と位置付け、経営資源を集中して大手顧客を囲い込むなど、市場の拡大に連れて競争環境は激化しております。

かかる状況下、パナソニックグループとしてFA機器事業を競合企業に伍して市場を上回って成長させていくためには、パナソニックと当社が双方の経営資源を共有・活用しながら、顧客が望むソリューションを提供することが必要であると認識しております。FA機器事業の開発・製造・販売を一体化させ、変化しつつある顧客ニーズに迅速に応えることが、FA機器市場におけるパナソニックグループの競争優位性を一段と高めるものと判断し、パナソニックは当社に対して、平成28年10月に本株式交換の申し入れを行いました。当社としても、本株式交換により両社を資本金面・事業面で完全に一体化することで、市場動向や競合動向の共有はもとより、パナソニックグループが保有する特許や開発リソースなどについて、柔軟かつ機動的に経営資源を共有・配分できるようになると考えております。また、家電、住宅、業務用設備から車載部品に至るまで幅広い製品を製造・販売するパナソニックグループの製造・物流現場のニーズ把握、パナソニックグループとしてのFA機器事業のより一層の強化、一体となった営業活動及び事業運営が可能となるものと考えております。

こうした共通認識のもと、両社は複数回に亘って協議を行い、業界やその中における両社のポジショニング等についての認識を共有すると共に、今後の両社のあるべき姿についても議論を重ねてまいりました。その結果、パナソニックが当社を完全子会社化することで、顧客が求めるFA機器のネットワーク対応、セット提案を通じ、パナソニックにおいては重点事業領域である「B2B」が強化でき、当社の企業価値の向上のみならず、パナソニックグループ全体の企業価値の向上に資するという認識を両社で共有するに至り、本株式交換を行うことを決定いたしました。

### (3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容、その他の本株式交換契約の内容

#### 本株式交換の方法

パナソニックを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、パナソニックについては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の決議による承認を受けずに行う予定です。当社については、平成29年2月28日開催予定の臨時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を受けた上で行う予定です。

#### 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	パナソニック (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当ての内容	1	0.68
本株式交換により交付する株式数	パナソニック普通株式：11,491,130株（予定）	

#### (注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、パナソニック株式0.68株を割当交付します。ただし、パナソニックが保有する当社株式（平成28年12月20日現在39,374,900株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

**(注2) 本株式交換により交付する株式数**

パナソニックは、本株式交換に際して、本株式交換によりパナソニックが当社株式（ただし、パナソニックが保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（ただし、パナソニックを除きます。）に対し、その保有する当社株式に代わり、その保有する当社株式の数の合計に0.68を乗じた数のパナソニック株式を交付します。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、当社が保有する自己株式及び基準時までには当社が保有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時までには消却する予定です。

また、パナソニックの交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換における割当てに際してパナソニックが新たに株式を発行する予定はありません。なお、パナソニックの交付する株式数は、当社の自己株式の取得・消却等により今後修正される可能性があります。

**(注3) 単元未満株式の取扱い**

本株式交換に伴い、パナソニックの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様については、パナソニック株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

パナソニックの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式をパナソニックから買い増すことができる制度です。

単元未満株式の買取制度（単元未満株式の売却）

パナソニックの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取することをパナソニックに対して請求することができる制度です。

**(注4) 1株に満たない端数の処理**

本株式交換に伴い、パナソニック株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、パナソニックが1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

**その他株式交換契約の内容**

当社が締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

**株式交換契約書**

パナソニック株式会社（以下「甲」という。）とパナソニック デバイス S U N X 株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

**第1条（株式交換）**

甲及び乙は、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となるため、本契約の定めに従い、株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

**第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）**

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲（株式交換完全親会社）

商号：パナソニック株式会社

住所：大阪府門真市大字門真1006番地

乙（株式交換完全子会社）

商号：パナソニック デバイス S U N X 株式会社

住所：愛知県春日井市牛山町2431番地の1

### 第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の普通株式に代わる金銭等として、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の各株主（但し、甲を除く。）が所有する乙の普通株式の合計数に0.68を乗じた数の甲の普通株式を交付する。
2. 前項の規定により交付される甲の普通株式の割当てについては、基準時の乙の株主（但し、甲を除く。）に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.68株の割合をもって割り当てる。
3. 前二項に従い乙の各株主に対して割当交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第4条（株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

増加する資本金の額	金0円
増加する資本準備金の額	法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額
増加する利益準備金の額	金0円

### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年3月27日とする。但し、両当事者は、必要に応じて、協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を受けるものとする。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けるものとする。

### 第7条（会社財産の管理等）

1. 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日まで、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行おうとするときには、予め甲乙協議し合意の上、これを行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、乙が保有する自己株式及び基準時まで乙が保有することとなる自己株式の全部（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りにより効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時（但し、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後に限る。）までに消却するものとする。

### 第8条（剰余金の配当の制限）

乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

### 第9条（株式交換条件の変更及び株式交換の中止）

本契約締結後効力発生日までの間に、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合、甲及び乙は、協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

## 第10条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲の株主総会における承認（但し、会社法第796条第3項の規定に従い本契約について甲の株主総会による承認が必要となった場合に限る。）若しくは乙の株主総会における承認又は本株式交換に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

## 第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めがない事項、その他本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙別途協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年12月20日

甲 大阪府門真市大字門真1006番地  
パナソニック株式会社  
代表取締役社長 津賀 一 宏

乙 愛知県春日井市牛山町2431番地の1  
パナソニック デバイスS U N X株式会社  
代表取締役社長 富永俊秀

## (4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

## 割当ての内容の根拠及び理由

パナソニック及び当社は、本株式交換に用いられる上記(3)。「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式の割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、パナソニックは野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を、当社は大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

パナソニック及び当社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、パナソニック及び当社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、パナソニックは、本株式交換比率は妥当であり、パナソニックの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至り、また、当社は、本株式交換比率は下記「算定の概要」に記載の通り、大和証券から受領した株式交換比率の算定結果のうち、市場株価法の算定レンジの上限を上回り、加えて、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の算定レンジの範囲内であることから、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当なものであり、当社の株主の利益を損なうものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、平成28年12月20日に開催されたパナソニック及び当社の取締役会の決議に基づき、両社間で本株式交換契約を締結しました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

## 算定に関する事項

## イ 算定機関の名称及び上場会社との関係

パナソニックの第三者算定機関である野村證券及び当社の第三者算定機関である大和証券はいずれも、パナソニック及び当社からは独立した算定機関であり、パナソニック及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

## ロ 算定の概要

野村證券は、パナソニックについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である平成28年12月19日を基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるパナソニック株式の平成28年6月20日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年9月20日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成28年11月21日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成28年12月13日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を採用して算定を行いました。

当社については、当社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法(算定基準日である平成28年12月19日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の平成28年6月20日から算定基準日までの直近6ヶ月間の終値平均値、平成28年9月20日から算定基準日までの直近3ヶ月間の終値平均値、平成28年11月21日から算定基準日までの直近1ヶ月間の終値平均値、平成28年12月13日から算定基準日までの直近5営業日の終値平均値、及び基準日終値を基に分析しております。)を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

パナソニック株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.56 ~ 0.59
DCF法	0.57 ~ 0.86



野村證券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の株式交換比率の算定は、平成28年12月19日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社の財務予測については、パナソニックの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした当社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

他方、大和証券は、パナソニック及び当社について、両社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、平成28年12月19日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間、過去6ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF法では、当社について、当社が作成した平成29年3月期から平成32年3月期までの財務予測等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しています。割引率は8.45%～9.96%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を1.00%として算定しております。なお、大和証券がDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、本株式交換後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

他方、パナソニックについては、パナソニックから受領した資料や公表情報をもとに当社が検討した平成29年3月期から平成31年3月期までの財務予測等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、パナソニックが将来生み出すフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り戻して企業価値を評価しています。割引率は5.01%～5.82%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率を1.00%として算定しております。

なお、大和証券がDCF法による算定の前提としたパナソニックの財務予測において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、本株式交換後の各種施策の効果等につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味しておりません。

各評価方法によるパナソニック株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社株式の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.570～0.585
DCF法	0.628～0.927

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性及び完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としております。パナソニック及び当社並びにそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両社の財務予測その他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、当社の同意を得て、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の算定は、平成28年12月19日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

- (5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	パナソニック株式会社
本店の所在地	大阪府門真市大字門真1006番地
代表者の氏名	取締役社長 津賀 一宏
資本金の額	258,740百万円
純資産の額	(連結)現時点では確定していません。 (単体)現時点では確定していません。
総資産の額	(連結)現時点では確定していません。 (単体)現時点では確定していません。
事業の内容	電気・電子機器等の製造・販売

以 上